

経 済 産 業 省

20230310貿局第1号
輸入注意事項2023第5号
経済産業省貿易経済協力局

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和5年3月20日

経済産業省貿易経済協力局長 木村 聡

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」等の一部
改正について

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成11年6月28日付け輸入注意事項11第28号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和5年3月27日から施行する。

「生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成 11 年 6 月 28 日付け輸入注意事項 11 第 28 号）

改 正 後	現 行
3 (略) (1) (略) (2) (略) (注 1) (略) (注 2) 上記 3 (2) において税関に提出した書類に説明書（別紙様式 4） （ただし、I C C A T の電子漁獲証明システムの不具合による場合は除く。）を付して、直ちに<u>電子メール</u>で経済産業省貿易経済協力局 農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メール<u>アドレス</u>：<u>bzl-tuna@meti.go.jp</u>	3 (略) (1) (略) (2) (略) (注 1) (略) (注 2) 上記 3 (2) において税関に提出した書類に説明書（別紙様式 4） （ただし、I C C A T の電子漁獲証明システムの不具合による場合は除く。）を付して、直ちに経済産業省貿易経済協力局農水産室へ 提出してください（<u>電子メール又は F A X に限る。</u>）。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メール：tuna@meti.go.jp <u>F A X : 03-3501-6006</u>

「生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成 12 年 5 月 11 日付け輸入注意事項 12 第 39 号）

改 正 後	現 行
3 (略) (1) (略) (2) (略) (注 1) (略) (注 2) 上記 3 (2) において税関に提出した書類に説明書（別紙様式 4）を付して、直ちに<u>電子メール</u>で経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メールアドレス：<u>bzl-tuna@meti.go.jp</u>	3 (略) (1) (略) (2) (略) (注 1) (略) (注 2) 上記 3 (2) において税関に提出した書類に説明書（別紙様式 4）を付して、直ちに経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください。<u>（電子メール又は F A X に限る。）</u>。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メール：<u>tuna@meti.go.jp</u> <u>F A X : 0 3 - 3 5 0 1 - 6 0 0 6</u>

「生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のめかじきを輸入する場合の取扱いについて（平成 14 年 12 月 9 日付け輸入注意事項 14 第 60 号）

改 正 後	現 行
3 (略) (1) (略) (2) (略) (注 1) (略) (注 2) 上記 3 (2) において税関に提出した書類に説明書（別紙様式 4）を付して、直ちに<u>電子メール</u>で経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メールアドレス：<u>bzl-tuna@meti.go.jp</u>	3 (略) (1) (略) (2) (略) (注 1) (略) (注 2) 上記 3 (2) において税関に提出した書類に説明書（別紙様式 4）を付して、直ちに経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください（<u>電子メール又は F A X に限る。</u>）。 <提出先> 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て メール：<u>tuna@meti.go.jp</u> <u>F A X : 0 3 - 3 5 0 1 - 6 0 0 6</u>

「輸入割当証明書の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当証明書の再交付手続について（平成 12 年 3 月 31 日付け輸入注意事項 12 第 19 号）

改 正 後	現 行
3 提出方法 (1) (略) (2) 規則別表第 2 で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合 上記 2 に定める提出先に直接持参するか、又は郵便若しくは<u>電子メ</u> <u>ール</u>で送付すること。	3 提出方法 (1) (略) (2) 規則別表第 2 で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合 上記 2 に定める提出先に直接持参するか、又は郵便若しくは<u>ファク</u> <u>シミリ</u>で送付すること。

「輸入承認証の再交付手続について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入承認証の再交付手続について（平成 12 年 3 月 31 日付け輸入注意事項 12 第 22 号）

改 正 後	現 行
3 提出方法 (1) (略) (2) 規則別表第 2 で定める輸入承認証の交付を受けた場合 上記 2 に定める提出先に直接持参するか、又は郵便若しくは<u>電子メー</u> <u>ル</u>で送付すること。	3 提出方法 (1) (略) (2) 規則別表第 2 で定める輸入承認証の交付を受けた場合 上記 2 に定める提出先に直接持参するか、又は郵便若しくは<u>ファクシ</u> <u>ミリ</u>で送付すること。